

## 三重県自転車及び特定小型原動機付自転車の安全利用条例（仮称）

## 【素案】

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この条例は、自転車等の安全利用について、基本理念を定め、県、自転車等の運転者及び自動車等の運転者の責務並びに保護者、学校、事業者、県民及び市町の役割を明らかにするとともに、自転車等の安全利用に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、自転車等の利用に係る交通事故の防止、交通事故による被害の軽減及び被害者の保護を図り、もって、県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 特定小型原動機付自転車 法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。
- 三 自転車等 自転車及び特定小型原動機付自転車をいう。
- 四 車両 法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。
- 五 自動車等 法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 六 道路 法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。
- 七 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。
- 八 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 九 学校等 学校及び学校教育法第一条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。
- 十 事業者 事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 十一 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が

害された場合における損害を賠償することができる保険又は共済をいう。

十一 自動車損害賠償責任保険等 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済をいう。

#### （基本理念）

第三条 自転車等の安全利用の促進は、自転車等が県民及び事業者にとって身近な交通手段であり、県民生活及び事業活動に有用であるとともに、その利用に当たり車両として交通安全に関する法令の遵守が図られ、歩行者及び他の車両が共に安全に安心して道路を通行することができるようにすることが重要であるとの認識の下に行わなければならない。

2 自転車等の安全利用の促進は、県、市町及び関係行政機関並びに県民、自転車等の運転者、保護者、学校、事業者及び交通安全関係団体が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むことにより行わなければならない。

#### （県の責務）

第四条 県は、基本理念にのっとり、自転車等の安全利用に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は市町及び関係行政機関と相互に連携して、自転車等を安全に利用することができる道路交通環境の整備を推進するものとする。

#### （自転車の運転者の責務）

第五条 自転車の運転者は、基本理念にのっとり、自転車の安全利用に必要な知識及び技能を習得するよう努めるとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者及び他の車両の通行に十分配慮しながら自転車を安全に利用しなければならない。

2 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

3 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

#### （特定小型原動機付自転車の運転者の責務）

第六条 特定小型原動機付自転車の運転者は、基本理念にのっとり、特定小型原動機付自転車の安全利用に必要な知識及び技能を習得するよう努めるとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者及び他の車両の通行に十分配慮しながら特定小型原動機付自転車を安全に利用しなければならない。

2 特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

(自動車等の運転者の責務)

第七条 自動車等の運転者は、基本理念にのっとり、自転車等が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

(保護者の役割)

第八条 保護者は、基本理念にのっとり、その監護する未成年者に自転車等の安全利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(学校の役割)

第九条 学校の長は、基本理念にのっとり、その児童、生徒又は学生に自転車等の安全利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第十条 事業者は、自転車等をその事業の用に供するときは、基本理念にのっとり、自転車等の安全利用に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する自転車等の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の役割)

第十一条 県民は、基本理念にのっとり、自転車等の安全利用に関する理解を深め、自転車等の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する自転車等の安全利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第十二条 市町は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じて、県が実施する自転車等の安全利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 自転車等の安全利用

(自転車等の安全利用に関する教育等)

第十三条 県は、県民が自転車等の安全利用の重要性について理解を深め、安全な行動をとることができるよう、自転車等の安全利用に関する教育を推進するものとする。

- 2 県は、市町、学校、交通安全関係団体等が行う自転車等の安全利用に関する教育を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 3 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車等の安全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。
- 4 学校等の長は、その幼児、児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じて、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。
- 5 自転車等をその事業活動の用に供する事業者は、その事業活動の用に供する自転車等を道路において運転する者に対し、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。
- 6 通勤に自転車等を利用する従業者（以下「自転車等の通勤者」という。）がある事業者は、その従業者に対し、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。
- 7 自転車等の小売又は整備を業とする者（以下「小売等業者」という。）は、その事業を行うに当たっては、自転車等の安全利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。
- 8 自転車等の貸付けを業とする者（以下「貸付事業者」という。）は、当該貸付けの用に供する自転車等を道路において利用する者に対し、自転車等の安全利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

#### （乗車用ヘルメットの着用の促進）

第十四条 県は、自転車等の運転者の乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、自転車等の運転者の乗車用ヘルメットの着用に関し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 一 道路において自転車等を運転する未成年者の保護者 その監護する未成年者
  - 二 道路において自転車等を運転する高齢者の親族又は同居者 その高齢者
  - 三 通学に自転車等を利用する児童、生徒又は学生（以下「自転車等の通学者」という。）がある学校の長 その自転車等の通学者
  - 四 自転車等をその事業の用に供する事業者 その自転車等を運転する従業者
  - 五 自転車等の通勤者がある事業者 その自転車等の通勤者
  - 六 自転車等の小売等業者 その者から自転車等を購入する者又はその者に自転車等の整備を依頼する者
  - 七 自転車等の貸付事業者 その事業の用に供する自転車等を借り受ける者

#### （点検及び整備）

第十五条 自転車等の運転者、自転車等をその事業の用に供する事業者及び自転車等の貸付事業者は、その利用し、事業の用に供し、又は貸付けの用に供する自転車等

について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が運転する自転車等について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

### 第三章 自転車損害賠償責任保険等

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十六条 自転車の運転者(未成年者を除く。)は、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車の運転者以外の者により、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 3 事業者は、その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 4 自転車の貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車の貸付事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第十七条 自転車の小売を業とする者(以下「小売業者」という。)は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下この項において「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の運転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認しなければならない。この場合において、自転車の小売業者は、自転車損害賠償責任保険等に参加していることを確認することができなかつたときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供しなければならない。

- 2 自転車の貸付事業者は、その借受人に対し、当該自転車の運転に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供しなければならない。

(情報の提供等)

第十八条 県は、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供、

啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校等の長は、自転車を利用する幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するように努めるものとする。

#### 第四章 自動車損害賠償責任保険等

(自動車損害賠償責任保険等の契約の締結強制)

第十九条 特定小型原動機付自転車は、自動車損害賠償責任保険等の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。

(自動車損害賠償責任保険等に関する情報提供)

第二十条 特定小型原動機付自転車の小売業者は、特定小型原動機付自転車を販売するときは、当該特定小型原動機付自転車を購入しようとする者に対し、自動車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供しなければならない。

#### 第五章 雑則

(財政上の措置)

第二十一条 県は、自転車等の安全利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるように努めるものとする。